

平成30年度「緑の募金」森づくり事業 注意事項（必ずお読みください）

1. 実施要綱補足説明

「緑の募金」により、地域緑化の推進と豊かなふるさとづくりを進めることを目的とする事業です。

2. 申請に際しての注意事項について（申請書は締切に注意して、市町村に提出）

①下記の経費は助成対象外となっています。

- ・業者への一括委託での実施（植樹、育樹等）
- ・果樹
- ・草花購入費及び花壇の造成費
- ・通常的に行われる団体の運営経費（事務所借上費、事務費、人件費等）
- ・飲食費（但し、作業中の飲料水（スポーツドリンク、お茶、ジュース、コーヒーなど）は対象可。
1人100円程度×参加人数）
- ・総額3万円（税を除く）を超える作業用具の購入費（下刈機、チェーンソー等の動力。超えた金額は自己負担）
- ・総額2万円を超える講師の報償費（1人当たり5千円程度。超えた金額は自己負担）
- ・3mを超える大苗
- ・総額3万円（税を除く）を超える啓発看板・標柱費（超えた金額は自己負担）

②植樹事業を行う場合は、原則として啓発看板もしくは標柱を設置してください。別紙の「啓発看板・標柱の手配について」により注文できます。

③苗木を購入する場合は、可能な限り県内産で地域に適したものとしてください。

なお、県外産を購入する場合は、納品書等に産地を明示してください。

④植樹・育樹面積、苗木の種類・規格（樹高、2.5m以上のものは幹周も）・本数・単価を必ず記載してください。

3. 完了の報告について

①事業が完了したときは、実績報告書（申請書と同じ様式）を速やかに、できるだけ年度末間際になることがないように、当委員会に提出してください。

また、報告書には次の資料を添付してください。

- ・助成請求経費にかかる領収書（団体名のあるもの）又は請求書の写し
- ・写真（作業前・作業中・竣工・啓発看板または標柱）
出来る限り作業前後と同じ場所から状況がわかるように撮影してください。また、参加者数がわかるよう、皆さんで作業をしている写真も添付してください。（集合写真等可）
- ・実施位置図（1/10,000～1/50,000）及び平面図（1/500～1/2,500）

②助成金振込口座の記載（特に口座名義人）に間違いのないようにお願いします。口座等の記載間違いによる再度の振込については、振込手数料を申請者負担としますので、ご理解願います。

③助成金確定通知書による通知は、原則として、助成金交付決定額と確定額が異なる場合のみ行います。完了報告書の内容に問題が無ければ、1週間程度で指定口座に振り込まれますので記帳確認願います。

4. 申請内容等の変更について

助成額は、出来る限り変更しないよう、交付決定金額を執行してください。また、総額が変わらなくとも内容を変更する場合は、事前に連絡願います。内容によっては、変更申請書を出していただく場合がありますので、ご注意願います。

5. 会員加入について

当委員会の運営は会費に大きく依存しています。「にいがた緑の百年物語県民運動」に参加して頂いているという意味において、未加入の団体は会員加入にご協力をお願いします。

6. 助成事業内容・手続きについて

今後の事業のために、御意見をお寄せ下さい。

（公社）にいがた緑の百年物語緑化推進委員会
〒950-0965
新潟市中央区新光町7-2 新潟県商工会館5F
TEL：025-290-8055 FAX：025-290-8051